福岡県家畜衛生だより

2019. 3

No.116

発行者　公益社団法人福岡県畜産協会

電話 092-641-8714 FAX 092-642-1276

平成 30 年度福岡県口蹄疫防疫演習　　久留米市

目　　次

◎　平成 31 年 4 月 1 日から死亡牛の牛海綿状脳症（BSE）検査対象が変わります・・P2
◎　アフリカ豚コレラが近隣諸国で猛威を振るう！・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4
◎　国内における豚と野生イノシシの豚コレラ発生状況とその特徴・・・・・・・・・・P6
◎　口蹄疫の発生状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8
◎　農林水産省動物検疫所門司支所における水際防疫の対応状況について・・・・・・P10
◎　平成 30 年度に両筑地域で実施した県域・地域防疫演習の紹介・・・・・・・・・・P14
◎　福岡県のアンテナレストラン「福扇華（ふくおか）」が東京都内にオープンしました！P16
◎　飼養衛生管理基準の遵守について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P17
◎　平成 30 年度のアルボウイルス流行状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P19
◎　福岡県における監視伝染病の発生状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P20
◎　平成 30 年度福岡県家畜保健衛生業績発表会について・・・・・・・・・・・・・・・P21
◎　酪農情勢について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P22
◎　平成 30 年度の福岡県家畜共済事業実績（12 月末現在）・・・・・・・・・・・・・P23
◎　福岡県肉用牛振興協議会の設立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P24

平成 31 年 4 月 1 日から死亡牛の牛海綿状脳症（BSE）検査対象が変わります

福 岡 県 農 林 水 産 部 畜 産 課 衛 生 係

平成31年年4月以降、BSEに関する防疫指針が変更され、死亡牛の検査対象が変わります。

図１のとおり、平成31年3月31日までは、特定症状牛は全月齢、起立不能牛（監視伝染病牛含む）及び通常の死亡牛は、48か月齢以上が検査対象でした。

平成31年4月1日以降は、特定症状牛及び起立不能牛等の検査月齢はそのままで、通常の死亡牛が、96か月齢以上になります。

特定症状牛及び起立不能牛とは、図2に示すとおりです。起立不能牛は、具体的には、生前に低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、ダウナー症候群等となり死亡または淘汰された牛を指します。

１　獣医師の方へ

農場で死亡牛を検案し、図３の①、②、③のBSE検査対象と判断した場合、今までどおり、検案書、死亡牛整理票を作成し農場に渡すとともに、死亡牛届出書を最寄りの家畜保健衛生所に速やかに提出してください。死亡牛検査所では、検案書と死亡牛整理票でBSE検査の対象か否かの判断後、採材・検査しますので、記入漏れにご注意ください。

２　牛飼養者の方へ

BSE検査対象牛は、今までどおり、運搬費と処理手数料が牛疾病検査円滑化推進対策事業（旧死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業）の対象となります。化製場へ持ち込む際には検案書と死亡牛整理票、マニフェストを忘れずに持参下さい。

詳細は、検査に関することは家畜保健衛生所に、事業については福岡県畜産協会にお尋ね下さい。

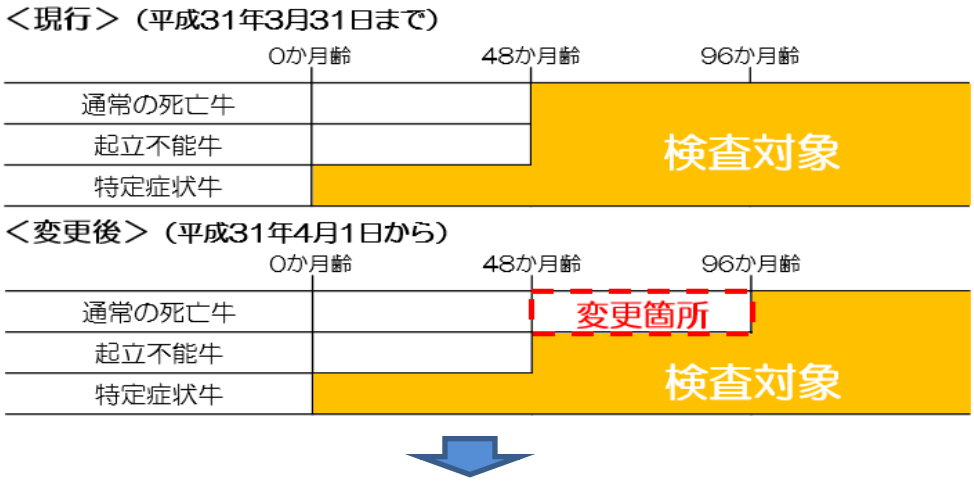

対象牛		H31.3.31 まで	H31.4.1 以降
９６ヵ月齢以上		○	○
４８～９６ヵ月齢	起立不能など	○	○
	異常なし	○	―
特定臨床症状牛		○	○

図１　検査対象

【特定症状牛】（検査対象：全月齢）

以下の症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛。

① 治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化があること。

a. 興奮しやすい
b. 音、光、接触等に対する過敏な反応
c. 群内序列の変化
d. 搾乳時の持続的な蹴り
e. 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
f. 扉、柵等の障害物におけるためらい

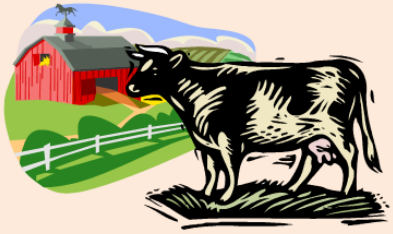

② 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状があること。

【起立不能牛】（検査対象：48か月齢以上）

死亡前に歩行困難、起立不能等であった牛又は、特定症状牛であること以外の理由によりと畜・解体禁止となり、死亡し、又は淘汰された牛。

具体的には、生前に低カルシウム血症、マグネシウム欠乏、乳熱、ダウナー症候群等となった牛。

図２　特定症状牛及び起立不能牛

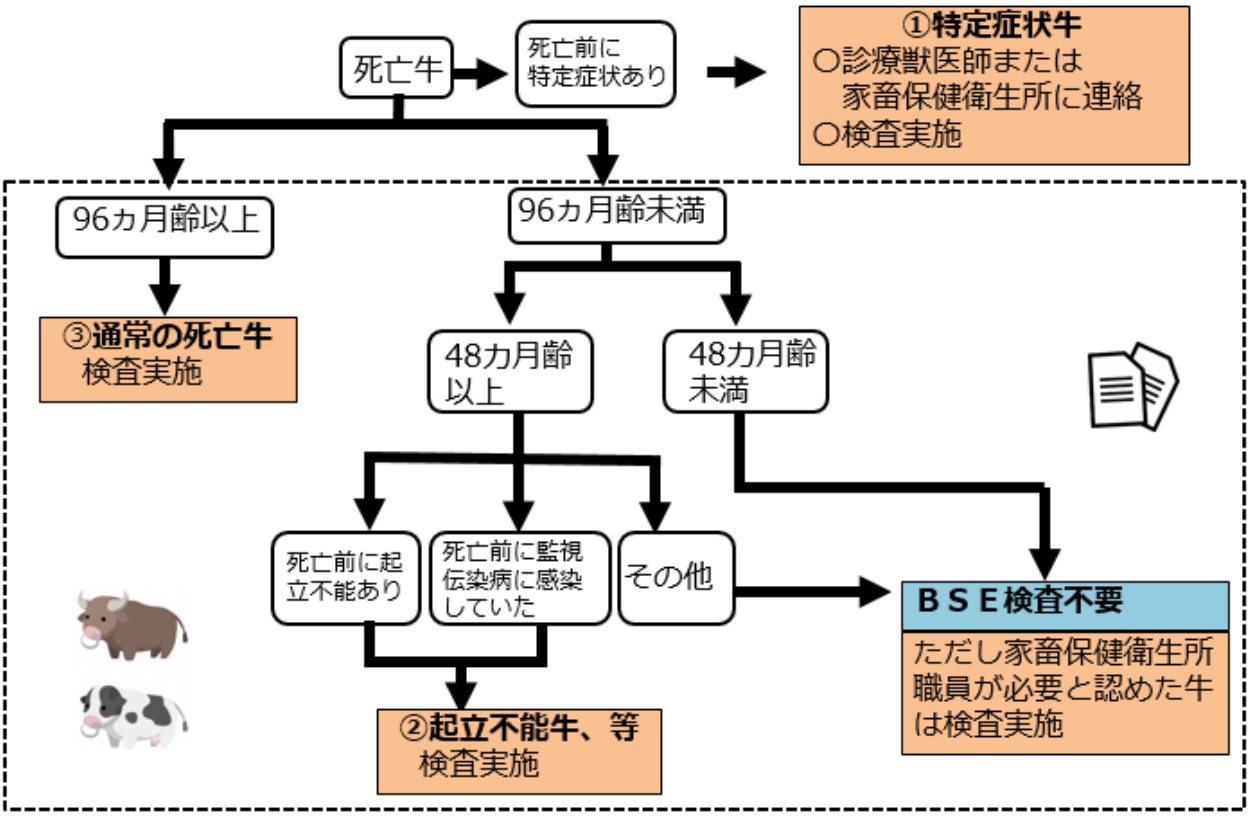

図３　死亡した牛の BSE 検査実施の流れ

アフリカ豚コレラが近隣諸国で猛威を振るう！

福岡県中央家畜保健衛生所

日本国内では 2018 年 9 月から法定伝染病である豚コレラが発生していますが、これと並行するように、近隣諸国では法定伝染病であるアフリカ豚コレラの発生が続いています。

中華人民共和国（中国）では 2018 年 8 月の初発から同病の発生が終息せず、ほぼ全土に感染が拡大してしまいました。また、1 月 9 日にはモンゴルで、2 月 19 日にはベトナムで初めて発生が確認されました。

【近隣諸国の発生状況】

中国、モンゴル及びベトナムの発生状況を次ページに地図で示しました。

2019 年 2 月 28 日現在、 中国が 129 か所（118 農場、4 施設、6 村）（野生いのしし 1 か所）、モンゴルが 6 県 10 農場、ベトナムが 2 省、3 件（3 農場）の発生となっています。

これほどまでに拡大したことで、本病の伝染力がいかに強いかがわかります。

【国内の空港施設で肉製品から本病ウイルス遺伝子を検出】

日本国内に目を向けますと、2018 年 10 月以降、空港における中国からの旅客手荷物累計 13 品の中から本病ウイルスの遺伝子が確認されました。

最新の農林水産省の発表資料によれば、北京から成田空港に到着した旅客が持ち込んだ豚肉燻製品（9 例目）と、青島から福岡空港（10、11 例目）に着いた旅客のソーセージから問題の遺伝子が検出されています。

【対策】

近隣諸国で急激に発生が拡大していることから、国内の養豚場にウイルスが侵入する可能性は大きくなっています。

国際空港や港を管轄する農林水産省動物検疫所では、旅客の携帯品検査を強化していますが、侵入防止を確固たるものにするには、水際防疫対応に加え、農場段階で「飼養衛生管理基準」（家畜伝染病で規定）を遵守する二段構えが大切です。

病原体は肉眼では見えません。岐阜県や愛知県等で豚コレラ発生が拡大したように、いったん国内に侵入してしまうと、瞬く間に感染が拡大します。

アフリカ豚コレラの特定症状は以下のとおりですので、養豚場において少しでも本病が疑われる異常豚を認めた場合は、直ちにもよりの家畜保健衛生所へ通報をしていただくようお願いします。

1　耳翼、下腹部、四肢などに紫斑
2　同一の豚房内において、下のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（一週間程度）程度に増加 (1) 40℃以上の発熱、元気消失、食欲減退 (2) 便秘、下痢 (3) 結膜炎（目やに） (4) 歩行困難、後躯麻痺、けいれん (5) 削痩、被毛粗剛、発育不良（ひね豚） (6) 流死産等の異常産の発生 (7) 血液凝固不全から起こる皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
3　一定期間（一週間程度）に複数の繁殖豚や肥育豚が突然死亡

中国・ベトナム・モンゴルにおけるアフリカ豚コレラの発生状況

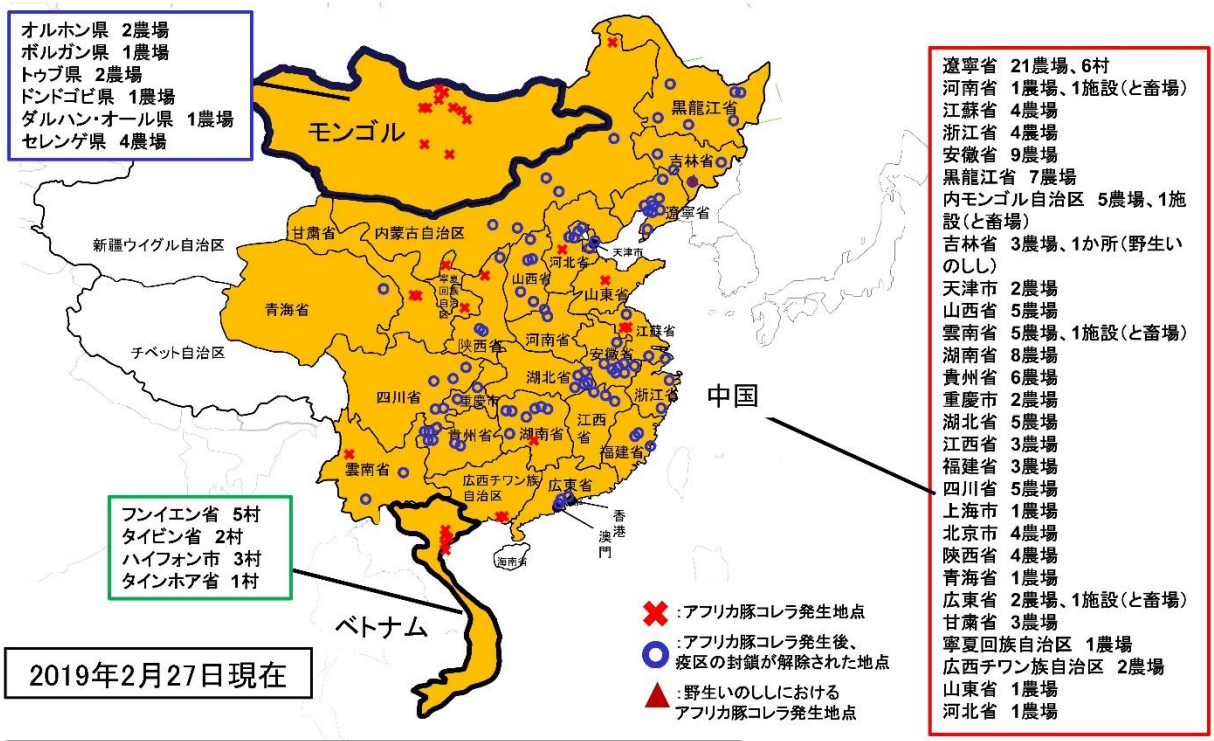

計(中国) 129か所(118農場、4施設、6村)(野生いのしし1か所)(21省、3自治区、4直轄市)
(ベトナム) 11か所(11村)(3省、1直轄市)
(モンゴル) 11か所(11農場) (6県)

※ 中国当局、OIEからの情報を元に作成。

農林水産省ウェブサイトより転載

福岡空港で摘発された肉製品

○10 例目
到着日：2019 年 1 月 27 日
所有者の搭乗便：青島発、福岡空港着
品目：ソーセージ（1.4kg）
検査結果：ASF ウイルス遺伝子検査 陽性

○11 例目
到着日：2019 年 1 月 31 日
所有者の搭乗便：青島発、福岡空港着
品目：ソーセージ（0.65kg）
検査結果：ASF ウイルス遺伝子検査 陽性

農林水産省動物検疫所ウェブサイトより転載

国内における豚と野生イノシシの豚コレラ発生状況とその特徴

福岡県北部家畜保健衛生所

「豚コレラ」は、豚・イノシシが「豚コレラウイルス」に感染して発病する治療法が無い家畜伝染病でアジア、アフリカ大陸を中心に多くの国で発生しています。我が国は、平成 19 年に国際獣疫事務局（OIE）の定める「豚コレラ清浄国」となりましたが、平成 30 年９月に岐阜県で 26 年ぶりの発生が確認され、野生イノシシにも感染が広がっています。

この伝染病は、平成 31 年２月末現在で岐阜県８戸、愛知県２戸の合計 10 農場で発生しており、発生農場からの子豚導入や作業施設の共有による関連農場は愛知県、岐阜県、長野県、滋賀県および大阪府の５府県７農場に達します（表１）。豚コレラが確定すると家畜伝染病予防法第 16 条および「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」により全頭殺

表１　豚コレラ発生地と経過の概要

	場所			飼育頭数	発生日	防疫措置完了日
①	1例目	岐阜市	養豚場	579	9/9	9/11
②	2例目	岐阜市	市畜産公園	21	11/16	11/16
③	3例目	美濃加茂市	県畜産研究所	503	12/5	12/7
④	4例目	関市	イノシシ農場	22	12/10	12/11
⑤	5例目	可児市	県農業大学校	10	12/15	12/16
⑥	6例目	関市	養豚場	7,861	12/25	12/28
⑦	7例目	各務原市	養豚場	1,662	1/29	1/31
⑦-2	関連農場	本巣市	養豚場	867	1/30	2/1
⑧	8例目	豊田市	養豚場	5,620	2/6	2/12
⑧-2	関連農場	田原市	養豚場	1,495	2/6	2/10
⑧-3	関連農場	恵那市	養豚場	4,284	2/6	2/8
⑧-4	関連農場	宮田村	養豚場	2,444	2/6	2/8
⑧-5	関連農場	近江八幡市	養豚場	699	2/6	2/8
⑧-6	関連農場	東大阪市	養豚場	737	2/6	2/15
⑨	9例目	田原市	養豚場	1,180	2/13	2/24
⑨-2	関連農場	田原市	養豚場	13,420	2/14	2/24
⑩	10例目	瑞浪市	養豚場	5,775	2/19	2/23

平成31年2月末現在

表２　各農場の豚コレラ臨床症状

場　所	発熱	食欲不振	元気消失	紫斑	神経症状	嘔吐	血便	呼吸器症状	流産	無症状
①	○	○	○	○	○				○	
②	○	○		○	○			○	○	
③		○				○		○		
④		○	○				○			
⑤		○	○							
⑥										○
⑦	○							○		
⑧		○	○						○	
⑨				○						
⑩	○	○	○							

⑥は無症状の出荷豚血液検査で陽性、その他の関連農場も無症状で血液検査のみ陽性

処分となり、飼料や排泄物などとともに原則72時間以内に焼埋却処理となります。現時点の豚殺処分頭数は５万頭近くになっており（福岡県から職員２名派遣）、さらに発生農場から半径３km以内は「移動制限区域」、10km以内は「搬出制限区域」となるため、範囲内のすべての農場は豚の出荷等で大きな影響を受けることとなります。

豚コレラは感染豚の唾液、鼻汁や排泄物を介して伝染します。その症状は発熱、食欲不振、元気消失、結膜炎、下痢、便秘、流死産など多岐にわたり、やがて耳や下腹、四肢に紫斑（チアノーゼ）が現れ、発症から 1～２週間で死亡します。今回の発生状況では、農場ごとに症状は異なりますが、食欲不振や元気消失を示した例が最も多く、発熱、紫斑、呼吸器症状、流産なども多い傾向です（表２）。これらの症状は今後豚コレラを早期発見するための貴重な所見となります。

岐阜県、愛知県の野生イノシシに対する豚コレラの検査結果を表３に示しました。月別に見ると、１月に豚コレラの陽性率が 20%を超え、２月は 60%に急増するなど、油断できない状況です。雌雄別の豚コレラ陽性率に差はありませんが、成長別に比較すると成獣の陽性率が 32%と幼獣の 17%よりも高く、成獣の危険倍率（豚コレラになりやすさ）は幼獣の 2.4 倍でした。これらの理由は不明ですが、成獣の行動範囲が幼獣よりも広く、12 月頃から始まる繁殖行動などの影響で接触が増加したことが原因かもしれません。発見時の状態別では、死亡イノシシの豚コレラ陽性率が 53%と捕獲イノシシ 18%よりも突出して高く、危険倍率が５倍だったことは、今回の野生イノシシの死亡に豚コレラが深く関係していると言えそうです。なお、農林水産省はこれらの地域に対する豚コレラ防疫対策として、我が国初の試みとなる野生イノシシ用の「餌ワクチン」を散布する予定です。

このように、豚コレラは非常に手ごわい伝染病ですが、豚コレラウイルスは市販の消石灰や逆性石鹸で感染力を失わせることが可能です。農場内には目の届かない所で野生動物が様々な病原体を持ち込む危険性があります。このため、畜舎ごとの長靴消毒槽の設置や定期的な畜舎消毒などは最も基本的な防疫対策となります。そのうえで、今後は「飼養衛生管理基準」による更なる衛生管理体制にグレードアップしていくことが重要です。

表３　岐阜・愛知県の野生イノシシ検査結果とその特徴

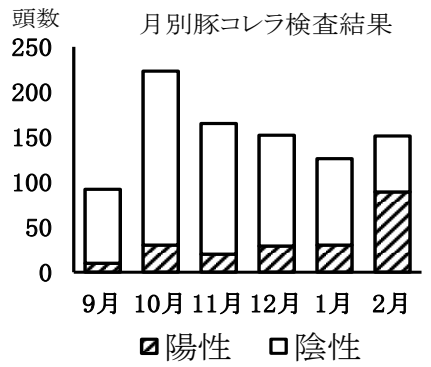

		頭数	豚コレラ検査 陽性 %	豚コレラ検査 陰性 %	有意差	危険倍率
雌雄別						
	オス	445	22%	78%	無し	－
	メス	415	24%	76%		
成長別						
	成獣	363	**32%**	68%	有り $P<0.01$	2.4
	幼獣	544	17%	83%		
発見時状態別						
	死亡	117	**53%**	47%	有り $P<0.01$	5.0
	捕獲	792	18%	82%		

平成 31 年２月末現在。統計処理は Fisher's Exact Test

口蹄疫の発生状況について

福岡県筑後家畜保健衛生所

世界における口蹄疫の発生状況をみると、清浄国は70か国（ワクチン非接種68か国、ワクチン接種２か国）で、それ以外の世界各地の国で発生しています。東アジアやロシア等の周辺国では、韓国で平成31年１月26日に約９か月ぶりに発生し、現在まで牛で３件発生しています。また、ロシアの沿岸地方でも、同時期に牛、豚、めん山羊で継続して発生しており、中国やモンゴルでは昨年秋まで発生が報告されています（図①、②参照）。

我が国では、平成22年以降、約９年間発生していませんが、過去の発生をみると韓国での発生の後に国内で発生が確認されており、侵入リスクは極めて高く、引き続き予断を許さない状況です。動物検疫所では水際対策を強化していますが、同時に、農場での発生予防対策を万全にすることが大事です。

畜産農家の皆さんにおかれましては、日頃から飼養衛生管理基準を遵守されていると思いますが、「自分の農場は自分で守る」という立場で、今一度、遵守事項を確認して下さい。

１）農場の出入口に看板やコーン等を設置し、関係者以外の立入を制限し、農場内へ立入する際には車輌や人の靴底等の消毒を徹底しましょう。

２）従業員の方を含め、口蹄疫発生国への渡航はなるべく控え、発生国からの国際郵便物等、ウイルス付着のおそれがある物品は、農場内へ持込まないように注意しましょう。

３）毎日、飼育する家畜の健康観察を行い、万一口蹄疫を疑う症状を発見したら、すぐに家畜保健衛生所へ通報して下さい。口蹄疫の特徴的な病変は図③を参照して下さい。

以上、よろしくお願いします。

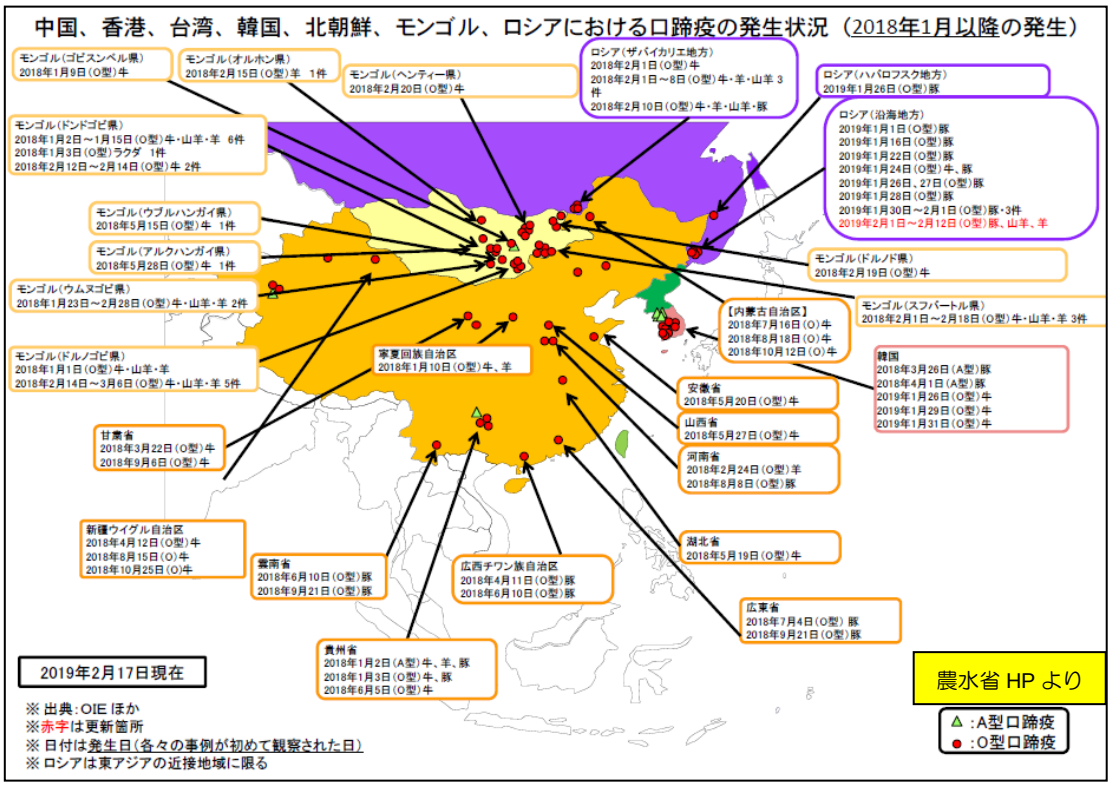

図①　中国、香港、韓国、北朝鮮、モンゴル、ロシアにおける口蹄疫の発生状況（H31.2.17 現在）

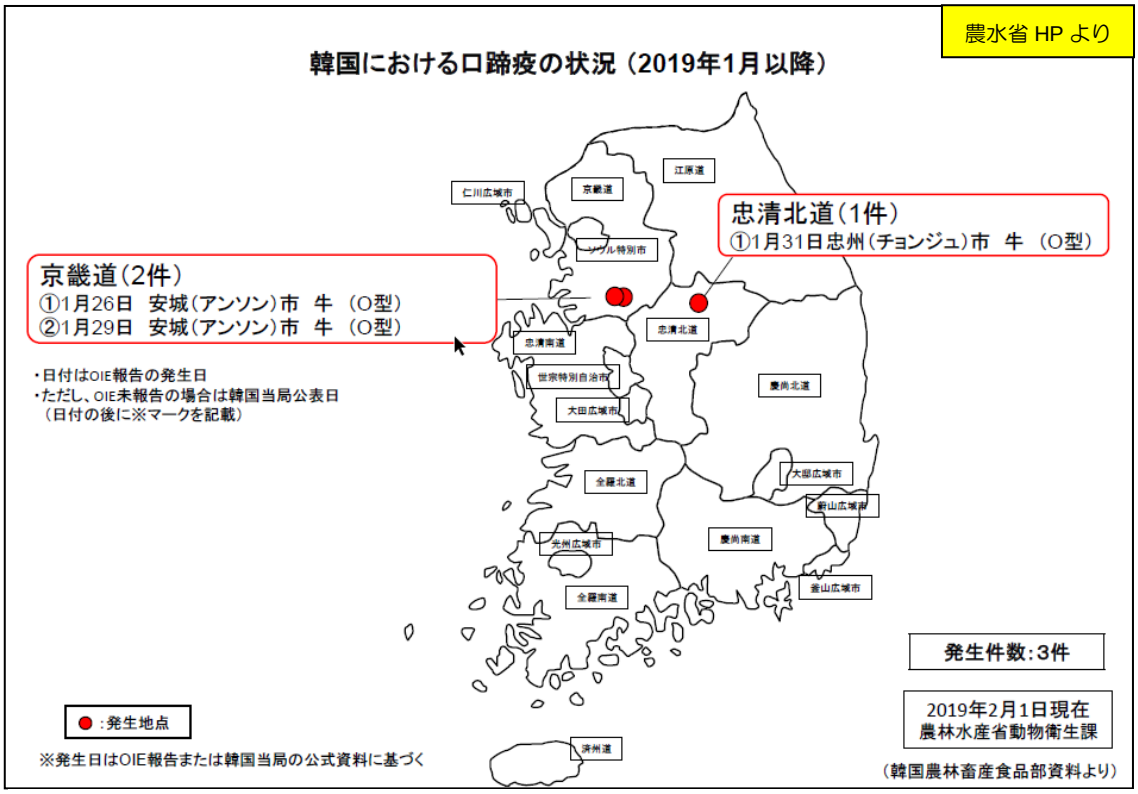

図②　韓国における口蹄疫の発生状況（H31.2.1 現在）

図③　口蹄疫の特徴的な病変

農林水産省動物検疫所門司支所おける水際防疫の対応状況について

農林水産省動物検疫所門司支所

近年、観光立国の推進に伴い訪日外国人旅行者が急増し、国際的な人や物の動きが活発化しており、動物検疫所では海外から口蹄疫やアフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜の伝染病が日本国内へ侵入することを防ぐため、全国の空港や港において様々な水際での侵入防止対策（以下、「水際防疫」とする。）を行っています。そのような中、昨年８月には中国でアジアにおける初めてのアフリカ豚コレラの発生が確認され、その後も続発し、同年１月にモンゴル、２月にベトナムで発生が認められています。また、本年１月には韓国において口蹄疫の再発が確認されました。家畜の伝染病がひとたび日本国内に侵入すれば、畜産業界のみならず日本経済全体に大きな被害を受けます。このため、動物検疫所は一丸となり水際防疫の強化に全力で取り組んでいるところです。

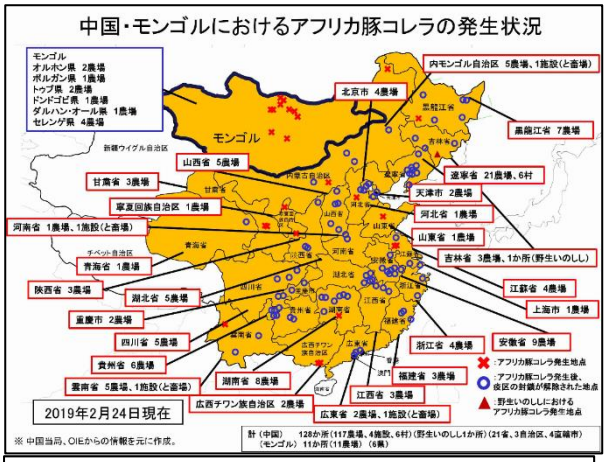

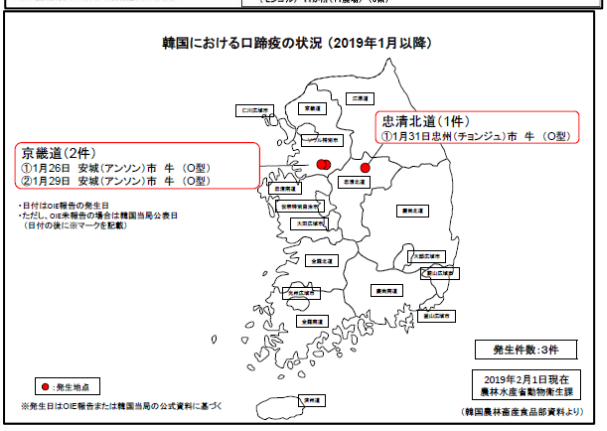

１　旅客携帯品検査の強化

海外からのお土産用などの肉やハム、ソーセージなどの肉製品はほとんど持ち込めません。日本の空港や港では、動物検疫所の家畜防疫官が入国者へ声を掛け、肉製品の所持等について直接質問しています。また、検疫探知犬を活用し入国者の手荷物に肉製品の有無について探知を行っています。特に中国からの到着便については大幅に活動回数を増やすなど、旅客携帯品検査を強化しています。なお、摘発した肉製品の一部について精密検査を実施しており、中国からの豚肉や豚肉製品からは、現在までにアフリカ豚コレラウイルス遺伝子陽性事例は 13 検体確認され、本年 1 月 27 日及び 31 日には福岡空港で摘発された豚ソーセージからも同遺伝子が確認されました。（平成 31 年２月 22 日現在）

手荷物として持ち込まれる畜産物などの検査

探知犬の活用

輸入禁止品の例（すべて持込不可）

２　渡航者及び入国者への注意喚起

海外における家畜の伝染病の発生情報の提供及び海外から輸入禁止の畜産物の持込抑制のための啓発について、空港や港などに多言語のポスターの掲示や広報キャンペーンを実施しています。２月の春節期には、福岡県内では福岡空港、博多港及び北九州空港で広報キャンペーンを行いました。出入国者にリーフレットなどを配布し注意を呼び掛け、その様子は新聞やテレビでも報道され非常に大きな啓発効果が得られました。また、海外から日本に到着する旅客便を取り扱う航空会社や船舶会社に対して機内又は船内での動物検疫の注意喚起に関するアナウンスなどを依頼しています。その他、福岡県農林水産部畜産課の協力の下、県内の畜産農家に滞在している外国人技能実習生へ注意喚起を行うなど、多くの方々へ水際防疫への協力を呼びかけています。

注意喚起リーフレット（多言語）「日本へ入国する旅客者へのお願い」

３　ギャベージ処理の再指導

各空港や港で取り降ろされる機内食などの食べ残し（ギャベージ）は、アフリカ豚コレラなどの家畜の伝染病を拡げるおそれがあるため、動物検疫所の監督・指導の下、確実に焼却処分されています。ギャベージの取扱事業者に対し、輸送中の散逸防止や的確な処分について改めて確認・指導し、家畜の伝染病の侵入防止の徹底を図っています。

４　靴底消毒などの再点検

動物検疫所では、口蹄疫などが発生している地域からの入国者を対象に、家畜の病原体が靴底に付着しているおそれがあるため、空海港の降り口などの旅客の入国ルート上に消毒薬を散布したマットを設置し、入国者の靴底消毒を行っています。中国や韓国からの到着便やクルーズ船はこれまでも靴底消毒を行っており、消毒散布状況について再度確認し、実施を徹底しています。また、畜産関連車両

（畜産関連施設（牧場、家畜市場、と畜場など）に行った又は行く予定がある車両）消毒の徹底も行っています。

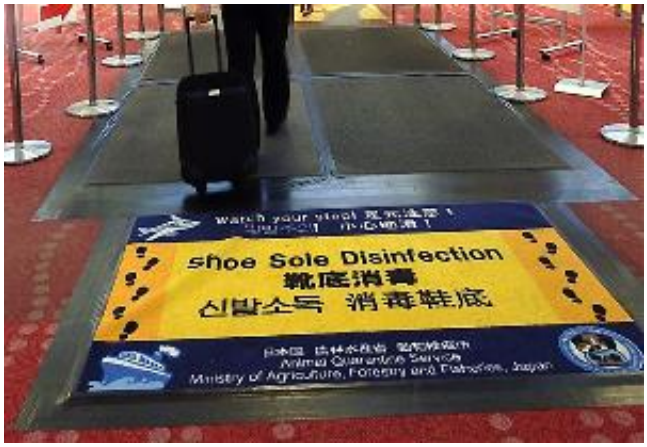

消毒マットによる入国者の靴底消毒

畜産関連車両の消毒

アフリカ豚コレラをはじめとした家畜の伝染病の日本国内での発生リスクを効果的に管理するためには、水際防疫を担う動物検疫所と農場への侵入リスクを管理・指導する農家の皆様及び家畜保健衛生所等の関係機関との連携は極めて重要であり、動物検疫所としても、侵入防止措置を一層強化して取り組んでいきますので御協力をお願いします。

福岡空港で活躍する探知犬

次郎号

アリーシャ号

タンク号

平成30年度に両筑地域で実施した県域・地域防疫演習の紹介

福岡県両筑家畜保健衛生所

福岡県では鳥インフルエンザや口蹄疫などが発生した場合に備えて毎年、県内4地域を輪番制で県域の実地および机上防疫演習をそれぞれ実施しています。また規模は小さくなるものの、地域ごとに複数回の防疫演習を実施しており、防護具の着脱や対策本部の設置など、様々なテーマを設定して地域防疫演習を実施しています。

ここでは今年度に両筑地域で実施した県域の実地防疫演習と、地域防疫演習についての内容をご紹介します。

【県域実地防疫演習】

平成30年11月13日(火)に久留米市西部地区体育館および隣接する久留米市西部防災公園(久留米市大善寺)を会場として、実施しました。当日は国、県、市町村、関係団体などから177名の出席者がありました。

今回の演習は①集合場所の設営と運営②防疫バッグの活用③傷病者対応の手順確認を3つの大きなテーマとして実施しました。

①集合場所の設置と運営

集合場所とは、口蹄疫などが発生した場合に、初動防疫に携わる職員が集まって最初の準備をする施設であり、発生農場周辺の体育館などの施設になります。集合場所の運営は、主に管轄する市町村の職員が行うことになっており、今回は久留米市役所の職員の方に、事前に設定されたレイアウト案をもとに会場の設営と、受付や健康調査、防護具の配布、また作業者の送り出しなどを実践してもらいました。市職員の方は集合場所の設営と運営は初めての経験でしたが、リハーサル時に確認された問題点や改善点を生かし、非常にスムーズな実施となりました。

②防疫バッグの活用

口蹄疫などで処分した動物を、農場の立地条件などから埋却ができない場合を想定し、処理する動物から病原体を拡散させない梱包や運搬を目的として、防疫バッグが開発されました。

この防疫バッグは国にも備蓄されている資材のため、今回の演習で実際に使用することで、その使用方法を習得することができました。病原体を厳密に封じ込めることを考えた場合、非常に優秀な資材であることがわかりました。

③傷病者対応

発生農場での防疫作業では、熱中症や急な

体調不良など、場合によっては作業者の生命に関わる事態に直面することも想定されます。万が一の遭遇に備えて、病原体を場外に持ち出さず、かつ傷病者への対応を速やかに行えるように、事務的手順と行動手順を確認しました。事前に決めた手順に従い対応し、その過程で問題点の洗い出しができ、今後のマニュアル化に向けた一助とすることができました。

今回の演習は、事前準備も十分にできていたことから、進行も非常にスムーズであり、テーマもしっかり絞り込んだことで、全体の構成がわかりやすく、非常に好評をいただきました。演習の中で確認した新たな問題点や、より精査の必要な部分が明らかになり、今後のマニュアル改正に生かしていきたいと考えています。

【地域防疫演習】

平成 31 年 1 月 23 日(水)に久留米総合庁舎大会議室で、牛の取り扱いについてテーマを絞り勉強会形式で実施しました。

口蹄疫が発生した場合、動物の取り扱いに不慣れな職員でも、牛の保定などの業務に携わらなくてはなりません。また家畜保健衛生所の職員は防疫作業において、勤務年数に関わらず、若手職員でも指導的な立場に立たなくてはいけません。このため、保定等の習熟した家畜保健衛生所職員を講師として、牛の取り扱う際の注意点やロープワークを中心とした座学と実習を行いました。

参集範囲は、家畜保健衛生所若手職員、農林事務所職員で、27 名の参加がありました。座学では、基本編として安全なアプローチと介助方法、鼻環と頭絡のロープワーク、繋ぎ方のロープワークと、応用編として牛の蹄検査とロープワーク、倒牛保定のロープワーク、鎮静から死亡のロープワーク、臨床分野のロープワークについて動画を用いながら学びました。また実習では、各人にロープを支給し、複数の結び方の習得を行いました。ロープワークに不慣れな職員も多く、実際にロープを用いながら練習ができたことは、非常に有意義でした。

牛の取り扱いやロープワークについては、通常業務でも非常に有用なスキルです。今後も県域防疫演習で気付いた問題点について、地域演習で解決していけるような体制に取り組みます。

福岡県のアンテナレストラン「福扇華（ふくおか）」が東京都内にオープンしました！
～福岡県が誇る様々な魅力を発信～

福岡県福岡の食販売促進課

魅力あふれる福岡県を体感できるアンテナレストラン「福扇華（ふくおか）」が、昨年 11 月、東京都千代田区麹町の「住友不動産ふくおか半蔵門ビル」の１階にオープンしました。

店内（イベントスペース）の様子

「福扇華」という名称は、真ん中の「扇」という字が末広がりであることから、昔から縁起物とされております。福岡県の益々の発展と、そして福岡から新しい風を吹かせたいという願いが込められています。

アンテナレストラン「福扇華」は、福岡の魅力を発信する拠点として、①「福岡の食」を堪能、②「福岡の匠の技」を体感、③福岡県の特産物を販売、④イベントスペースを活用し県や市町村の食や観光、物産のプロモーションイベントなどを開催する、といった４つの特色を備えています。

県産品（加工品・工芸品等）の物販コーナー

料理は、がめ煮や水炊きなどの郷土料理はもちろん、「博多和牛」や天然真鯛といった水産物、旬の野菜など福岡県の美味しい食材をふんだんに使用した日本料理を提供しています。

ほかにもイチゴ「あまおう」をはじめとする四季折々のフルーツや八女茶、日本酒や焼酎など、福岡の食を楽しむことができます。

博多和牛すき焼き御膳

内装には県産木材（京築ヒノキやセンダン）のほか、大川組子を施した引き戸やランプシェード、久留米絣の壁紙、博多織の額装などを使用、食器には小石原焼や上野焼が使われるなど、福岡県の魅力を感じられる上質な空間が演出されています。

今後、福岡県は、この「福扇華」を活用し、県の魅力を総合的に発信してまいります。

【営業情報】

〔平日〕昼の部 11:30～15:00（L.O 14:00）
　　夜の部 17:00～22:00（L.O 21:00）
〔土曜〕夜の部のみ
〔日祝〕定休
住所：東京都千代田区麹町 1-12-1 住友不動産ふくおか半蔵門ビル 1F
電話：03(3288)2170
ｱｸｾｽ：東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」徒歩３分

飼養衛生管理基準の遵守について

福岡県北部家畜保健衛生所

１　飼養衛生管理基準とは

飼養衛生管理基準は、平成 22 年の宮崎県での口蹄疫と高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて家畜別に畜産農家の皆さんに最低限守っていただくべき飼養衛生管理の基本となる事項について、より具体的に分かりやすく取りまとめたものです。こうした飼養衛生管理を徹底していただくことで、家畜伝染病の発生予防のみならず、慢性疾病の予防、育成率や増体の向上など、経営面でも大きな効果が得られると思います。

大項目としては、以下の 9 項目の遵守をお願いしています。①家畜防疫に関する最新情報の把握等、②衛生管理区域の設定、③衛生管理区域への病原体の持込みの防止、④野生動物等からの病原体の侵入防止、⑤衛生管理区域の衛生状態の確保、⑥家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処、⑦埋却等の準備、⑧感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管、⑨大規模所有者に関する追加措置（大規模所有者のみ該当）。

また、基準違反に対してはいきなり罰則が適用されることにはなりませんが、改正された家畜伝染病予防法では、「指導・助言→勧告→命令」という罰則の手順が規定されています。

２　日本を取り巻く周辺諸国の現状

平成 30 年 8 月にはアジアで初めて中国でアフリカ豚コレラの発生があり、中国全土にほぼ感染が拡大するとともにモンゴルやベトナムにも発生が広がっている状況です。口蹄疫については今年 1 月に韓国で 3 例の発生のほかロシアでも発生が確認されています。高病原性鳥インフルエンザについては台湾や中国、ロシアでの発生が確認されています。

３　海外からの旅客の携帯品からの鳥インフルエンザウイルス分離と豚コレラウイルス遺伝子の検出

平成 27 年 6 月から平成 30 年 9 月における携帯品のモニタリング検査であひるや鶏の肉から鳥インフルエンザウイルスが分離されています。また、平成 30 年 10 月以降の中国からの旅客の携行品の豚肉ソーセージや餃子からアフリカ豚コレラウイルスの遺伝子が検出されています。

アジア諸国からの日本への観光客や外国人就労者の増加により、持込禁止の肉製品の国内持込の機会が増加しています。

４　26 年ぶりの豚コレラの発生

平成 30 年 9 月 9 日、岐阜県岐阜市の一貫経営の養豚場（約 580 頭飼養）で 1 例目の発生（初発）があり、その後、平成 31 年 2 月 25 日現在までに岐阜県で 8 例、愛知県で 2 例、関連農場等も含めると 31 農場、2 と畜場、47,366 頭に対して防疫措置が行われています。

この豚コレラウイルスは過去に国内で流行していたウイルスとは異なり、近年、中国やモンゴル等で分離されたウイルスと近縁であり、違法に持ち込まれた食品が、家庭ゴミとして廃棄されたり、行楽地などで廃棄されたりすることにより、野生イノシシが感染した可能性は否定できないとの国の報告です。

また、農林水産省では現地に疫学調査チームを派遣し、現在までに 6 例目までの疫学調査結果を報告しています。いずれも飼養衛生

管理基準の遵守が徹底されていなかったとの報告です。この疫学調査報告に鑑み、農林水産省から養豚農場における発生予防対策として以下の飼養衛生管理基準の再徹底が求められました。

①衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用。②畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等。③野生動物等からの病原体の侵入防止。④教育訓練等（外国人就労者を含む）。⑤飼養管理の記録の保管。⑥飲用に適した水の給与。

5　豚コレラ発生による飼養管理衛生基準チェック表の改正（図１）

今回の豚コレラ発生に伴い、飼養衛生管理基準の不備が見受けられたとの農林水産省の判断により農林水産省から全家畜について新たな飼養管理基準チェック表が示され、家畜保健衛生所が立入検査でより詳細な聞き取りを行い、その内容について畜産農家と現状を共有する事となりました。また、外国人就労者の働く農場では動物検疫所職員が同行して立入し、外国人就労者に畜産物の持込み禁止を説明しました。

6　飼養衛生管理基準の遵守のお願い

前述のように、日本を取り巻く周辺の諸国では依然として口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚コレラ等の国内侵入が危惧されます。また、外国からの旅客や就労者の増加による病原体の国内持込みの危険性が増加しています。

農家の皆さんが自分の家畜を守るためには飼養衛生管理基準を遵守することが大切です。口蹄疫等の疾病はもとより慢性疾病等を予防するためにも役立つ内容です。

飼養管理衛生基準の遵守をお願いします。

飼養衛生管理基準のイメージ(豚・いのしし)

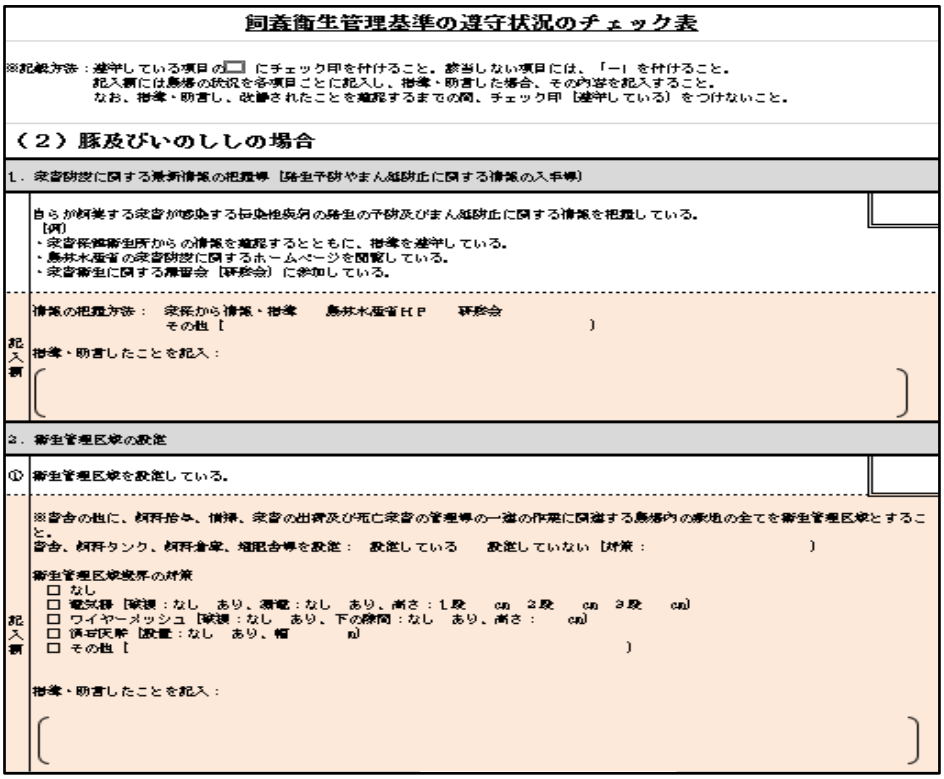

飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表

※記載方法：遵守している項目の□ にチェック印を付けること。該当しない項目には、「－」を付けること。
記入欄には農場の状況を各項目ごとに記入し、指導・助言した場合、その内容を記入すること。
なお、指導・助言し、改善されたことを確認するまでの間、チェック印（遵守している）をつけないこと。

（２）豚及びいのししの場合

1．家畜防疫に関する最新情報の把握等（発生予防やまん延防止に関する情報の入手等）

自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。
（例）
・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。
・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。
・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。

記入欄
情報の把握方法：　家保から情報・指導　農林水産省ＨＰ　研修会
その他（　　）
指導・助言したことを記入：
（　　）

2．衛生管理区域の設定

① 衛生管理区域を設定している。

※畜舎の他に、飼料給与、搾乳、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。
畜舎、飼料タンク、飼料倉庫、堆肥舎等を設置：　設置している　設置していない（対策：　　）

記入欄
衛生管理区域境界の対策
□ なし
□ 電気柵（家畜：なし　あり、漏電：なし　あり、高さ：１段　cm　２段　cm　３段　cm）
□ ワイヤーメッシュ（家畜：なし　あり、下の隙間：なし　あり、高さ：　cm）
□ 消石灰帯（設置：なし　あり、幅　m）
□ その他（　　）

指導・助言したことを記入：
（　　）

図１　飼養衛生管理基準新チェック表（豚・いのしし）

平成３０年度のアルボウイルス流行状況

福岡県中央家畜保健衛生所

アルボウイルスは、ヌカカ（体長 1～3㎜、写真）などの吸血昆虫によって媒介される伝染病ウイルスの総称です。ウイルスは国内には常在せず、夏季に発生する気流によって運ばれてきた感染ヌカカにより、流行が始まると考えられています。流行は、ヌカカの発生数の多い初夏から秋にかけて多発します。妊娠牛に感染ヌカカが吸血行動を行いウイルスが感染して胎子に感染すると、流産、死産、早産を引き起こし、感染した年の晩秋から翌春にかけては先天異常子の出産が認められます。

主な疾病としてアカバネ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病があげられます。

九州地方では、ほぼ毎年のようにアルボウイルスの流行が繰り返され、大規模な発生は概ね 10 年ごとに起きています。福岡県においても、過去にアカバネ病やアイノウイルス感染症の流行が認められており、注意を要する疾病の一つとなっています。

【平成 30 年度の流行状況】

福岡県内で飼養されている 20 戸 40 頭のワクチン未接種未越夏牛（同一牛）を 6 月下旬、8 月下旬、9 月下旬、11 月下旬に採血し追跡調査を行いました。その結果、牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病、ピートンウイルスの流行は認められませんでした。しかし、ディアギュラウイルスの流行が 9 月から 11 月に調査した約半数の牛に確認されました。

写真：左はアカイエカ。右はウシヌカカ
（提供：動物衛生研究部門）

【ディアギュラウイルスとは】

ディアギュラウイルスは、チュウザンウイルスと同じグループのウイルスであり、チュウザン病と同様の症状（出生時より起立不能、後方への反り返りや震え等）を引き起こすことが知られています。

九州各県でも同時期に同ウイルスの流行が確認されています。現状でのディアギュラウイルスによる異常産の発生率は、アカバネウイルスやアイノウイルスと比較すると低いと思われますが、今後の発生状況を注視していく必要があるウイルスです。

【対策】

ヌカカの発生数が増え、ウイルスの感染が起こりやすくなる初夏前に、繁殖用の雌牛にワクチンを接種することにより異常産の発生を予防することが重要です。

アカバネ病、アイノウイルス感染症及びチュウザン病を含んだ 3 種混合、又はピートンウイルスを加えた 4 種混合不活化ワクチンを接種し、農場をはじめ地域全体で抗体保有率を高めてウイルスの増殖や発生を抑えていくことが重要です。

福岡県における監視伝染病の発生状況について

福岡県農林水産部畜産課衛生係

平成 30 年（1 月～12 月）の監視伝染病は 10 疾病 160 頭羽群発生しました(下表参照)。

家畜伝染病では、牛のヨーネ病が 1 戸 2 頭で発生しました。ヨーネ病は 26 年度から継続して発生しています。届出伝染病では、牛ウイルス性下痢・粘膜病の持続感染牛（以下、PI 牛）が 3 頭摘発されました。PI 牛とは、胎齢 60 日から 120 日の胎子の時期に母牛の胎内で本病ウイルスに感染し出生した牛です。

PI 牛は、糞便や尿中にウイルスを排出し続けるため、農場がウイルスで汚染され、生産性の低下や繁殖障害が発生します。過去 6 年間発生が続いていることから注意が必要です。

また、牛白血病が農場やと畜場で多数発生しています。鶏ではロイコチトゾーン病が 1 戸 10 羽、蜜蜂では、アカリンダニ症が昨年に続き 1 戸 1 群で発生しました。

いずれの病気についても、飼養衛生管理基準の遵守や適切なワクチン接種等により予防することが重要です。

○平成 25～30 年の監視伝染病の発生状況（暦年集計）　（単位：頭、羽、群）

病名		畜種	H25	H26	H27	H28	H29	H30
家畜伝染病	ヨーネ病	牛	0	2	3	3	5	2
	伝達性海綿状脳症（スクレイピー）	羊	0	0	0	1	0	0
	腐蛆病	蜜蜂	0	0	0	1	0	0
届出伝染病	アカバネ病(生後感染)	牛	1	0	0	0	0	0
	牛ウイルス性下痢・粘膜病	牛	2	2	5	7	1	3
	牛伝染性鼻気管炎	牛	0	0	6	4	0	0
	牛白血病	牛	90	104	116	109	103	118
	サルモネラ症	牛	0	6	40	4	0	1
		豚	1	5	1	3	0	3
	破傷風	牛	0	0	2	2	1	1
	伝染性胃腸炎	豚	50	0	0	0	0	0
	豚流行性下痢	豚	0	1,826	0	0	0	0
	豚繁殖･呼吸障害症候群	豚	0	2	2	2	0	0
	豚丹毒	豚	78	75	119	98	47	16
	豚赤痢	豚	3	0	9	4	0	0
	鶏　痘	鶏	3	0	15	0	0	0
	マレック病	鶏	34	5	20	31	0	0
	伝染性気管支炎	鶏	36	0	199	0	31	0
	伝染性ファブリキウス嚢病	鶏	0	0	0	0	249	0
	ロイコチトゾーン病	鶏	0	0	0	0	0	10
	アカリンダニ症	蜜蜂	0	0	0	0	4	1
	レプトスピラ症	犬	2	4	1	5	2	5

平成30年度福岡県家畜保健衛生業績発表会について

福岡県農林水産部畜産課衛生係

県は、平成30年度福岡県家畜保健衛生業績発表会を、平成30年11月30日（金）に吉塚合同庁舎で開催しました。例年、家畜保健衛生所職員が日頃の業務を推進する中で得た成果や試験調査成績について発表しています。

また、特別講演では独立行政法人家畜改良センター岡崎牧場次長の筒井真理子先生に「養鶏場における病原体侵入防止対策（主として消毒作業の観点から）」について、貴重な情報を提供していただきました。

本年度の発表演題は下記のとおりです。演題の詳細につきましては、発表者の所属する家畜保健衛生所へお問い合わせください。

	演　　題	家保名	発 表 者
	［　第１部　］		
1	牛ウイルス性下痢・粘膜病の再々発防止のために	中央	浅原　友里子
2	牛ウイルス性下痢･粘膜病の持続感染牛が牛群に与えた影響と農家の損失	両筑	江﨑　健二郎
3	新たに確立した安価な検査法を用いた牛白血病清浄化対策	中央	廣松　理希
4	牛白血病清浄化対策の優良事例における有効な対策の検証	筑後	後藤　敬一
5	*Salmonella* Stanleyによる子牛の下痢症の発生と清浄化への取り組み	両筑	勝毛　智子
6	新規預託育成牧場に係る衛生対策	北部	柴田　規光
⑦	家族経営養豚農家で農場HACCPシステムが効を奏した下痢対策	筑後	古瀬　美緒子
8	食肉衛生検査成績を活用した養豚農場の経営改善	中央	袈裟丸　昇太
9	高病原性鳥インフルエンザ発生に備えた防疫資機材の円滑な調達準備への取り組み	北部	横山　敦史
⑩	福岡県版！「ミツバチ担当者マニュアル」の新規作成	両筑	寺迫　美知子
	［　第２部　］		
11	成牛の *Mycoplasma bovis* による髄膜炎	中央	伊藤　広記
⑫	乳房炎から分離した *Streptococcus ruminantium*	北部	佐藤　俊介
13	牛からの *Streptococcus ruminantium* 分離事例	中央	濱田　恭平
14	福岡県における豚サーコウイルス３型の浸潤状況について	中央	野見山　享
15	肥育豚で発生したサルモネラ症の疫学的考察	両筑	夏秋　須美子
16	肉用鶏農場で発生した *Aspergillus fumigatus* による鶏アスペルギルス症	筑後	佐伯　厚記

○：九州・沖縄ブロック家畜保健衛生業績発表会選出演題

なお、九州・沖縄ブロック業績発表会は、2019年7月に開催されるため、全国発表会への選出演題は未定です。

酪農情勢について

ふくおか県酪農業協同組合

平成 30 年度は、記録的な猛暑の割に雨量が少なく乾燥していたため、廃用頭数や疾病頭数は前年より少なく、酪農継続者においてはほぼ前年並みの乳量を確保できています。飼料価格の高値安定、初妊牛の異常な高騰は継続しており、F1 子牛・ET 和牛子牛価格も高値が続いていることから、前年同様に酪農生産基盤の弱体化の懸念がいまだ解消されずにいます。

全国の生乳生産量は、北海道では地震により一時減少したものの回復し前年を超えていますが、都府県では減少が止まらず、総生産量としては前年割れとなっています。

乳価は今年度も若干値上がりしたものの上げ幅が少なく酪農経営は厳しい状況が続いています。

平成 30 年度の酪農家戸数は、廃業者が 6 戸で 199 戸（平成 31 年 1 月末：図 1）となっており、経産牛頭数は 185 頭減少、育成牛頭数は 10 頭増加し、総頭数は 175 頭減少となっています。（平成 30 年 1 月末：図 2）。飼養戸数及び飼養頭数の減少は続いているものの、乳用判別精液・受精卵の推進により未経産牛は増頭しています。今後も、組合の畜産支援牧場の活用、後継牛増産確保の推進を継続する必要があります。

平成 30 年度受託乳量の見込数量は 74,991 ﾄﾝ（図 3）で今年も減少が続いています。乳質は、栄養成分（FAT・SNF）・衛生成分（SCC・細菌数）ともに前年並みで推移していますが、FAT・細菌数が悪化した農場が散見され、飼養・搾乳衛生管理や暑熱対策の強化が必要となっています。

日本の周辺ではいまだ口蹄疫・アフリカ豚コレラが発生しており、国内でも豚コレラが発生し、農場での伝染病侵入防止の対策強化が重要になっています。また、県内ではヨーネ病、牛白血病、サルモネラ、BVD-MD PI 等の発生が増えまん延防止・清浄化のための取組みが必要になっています。

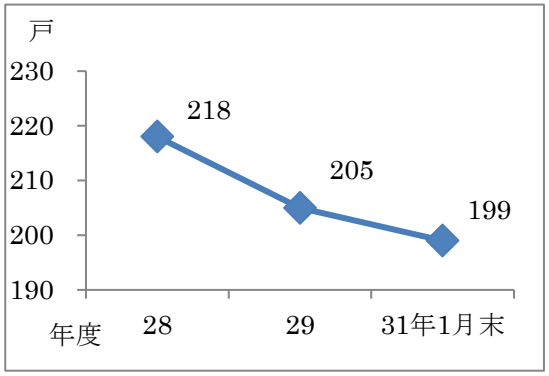

図 1　県内の酪農家戸数

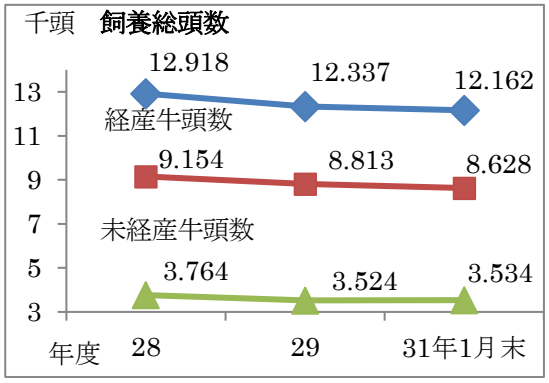

図 2　県内の乳用牛飼養頭数

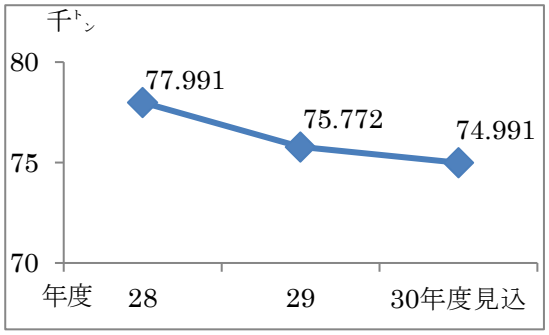

図 3　県酪協の受託乳量

平成30年度の福岡県家畜共済事業実績（12月末現在）

福岡県農業共済組合　家畜課

平成30年度の福岡県家畜共済事業の12月末における概要についてお知らせします。

・加入状況

乳用牛については、加入戸数が187戸で昨年に比べ9戸減少しました。加入頭数は2万1,072頭（前年比96.3%）で、成乳牛、乳用子牛等において減少していますが、育成乳牛は増加しました。農家により加入の選択が可能な乳用子牛等の加入頭数は、1万089頭（同95.8%）で、加入戸数の153戸は、約82%（同95.6%）の選択率となっています。

肉用牛については、加入戸数が122戸で7戸増加し、肥育成牛が392頭（同104.2%）増加、他肉成牛が96頭（同104.9%）増加しました。肥育子牛は15頭、他肉子牛等は130頭の増加となりました。

・　事故状況

全体的には、乳用子牛等、肉用子牛、他肉子牛等の死廃事故は増加し、成乳牛、肥育成牛、他肉成牛の死廃事故は減少しました。

共済目的別に見ていきますと、乳用牛の死廃事故では、成乳牛の事故率（頭数、金額）は減少しましたが、乳用子牛等では増加しました。支払共済金では、成乳牛は1億7,232万円で約107万円の減少、乳用子牛等は4,178万円で約733万円の増加となりました。

病傷事故では、成乳牛、育成乳牛で事故率（件数、金額）が減少しました。乳用子牛等では事故率（頭数）は減少しましたが、支払共済金は前年とほぼ同額の1,959万円となりました。

肉用牛の死廃事故では、肥育成牛、他肉成牛の事故率（頭数、金額）が大きく減少しました。支払共済金では、肥育子牛は1,101万円で約582万円の増加、他肉子牛等では937万円で約199万円の増加でとなりました。

病傷事故でみますと、他肉子牛等の事故率（件数、金額）は減少しましたが、支払共済金で肥育成牛は756万円で約139万円の増加、肥育子牛では452万円で約87万円の増加、他肉成牛では523万円で約60万円の増加となりました。

全体の支払状況ですが、子牛等の市場価格の上昇を受け評価額が上昇しています。

このため、1頭当たりの支払共済金が増加し、死廃事故では、2億7,444万円で約817万円の増加、病傷事故では成牛の事故が減少したことにより、1億8,624万円で約462万円減少となりました。

家畜共済は、1月より新制度に変わりましたが、今後とも農家の皆さんの貴重な財産の不慮の事故に備え、補償の充実が図られるよう努めてまいります。

※語句の解説

◎頭数・件数事故率：引受頭数に対する割合

◎金額事故率：共済金額に対する支払共済金の割合

福岡県肉用牛振興協議会の設立

福岡県農林水産部畜産課大家畜係

平成30年11月19日に福岡県肉用牛振興協議会が設立されました。今回、設立までの経緯と今後の取組みについて報告します。

平成29年9月に「和牛のオリンピック」といわれる第11回全国和牛能力共進会が宮城県で開催され、福岡県から初めて「博多和牛」が出品されました。その経緯と結果については福岡県家畜衛生だよりNo.113で紹介したところです。この出品に向けて生産者、関係機関・団体が一丸となって取り組んできましたが、この中で今後の福岡県における和牛の改良・振興を一層推進するためには、肥育農家と繁殖農家の連携を強化する一つの組織が必要であるとの機運が高まりました。

そこで、肥育農家の組織である「福岡県肉用牛生産者の会」と、今年度新たに設立した繁殖農家の組織である「福岡県和牛改良協議会」を中心として、関係団体と準備会議を重ね、平成30年11月19日に福岡市中央卸売市場食肉市場大会議室において、今後、福岡県の肉用牛振興の中心的役割を果たしていく「福岡県肉用牛振興協議会」が設立されました。

福岡県肉用牛振興協議会の構成は、福岡県肉用牛生産者の会、福岡県和牛改良協議会、そして関係団体の福岡県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会福岡県本部、JA全農ミートフーズ株式会社九州支社、福岡食肉市場株式会社、ジェイエイ北九州くみあい飼料株式会社、公益社団法人福岡県畜産協会、福岡県農林水産部となっており、事務局は公益社団法人福岡県畜産協会と福岡県農林水産部畜産課が担当しています。

設立総会時に表明されました生産者組織の決意は以下のとおりです。

＜肥育農家の決意＞

県内肉用牛生産者が設立した「福岡県肉用牛生産者の会」は、平成17年に県産ブランド「博多和牛」を立ち上げ、以来、関係団体の支援を受けながら肉質や認知度の向上に取り組み、平成29年度には42戸の生産農家が3,000頭余りの「博多和牛」を出荷するまでになりました。

そして、福岡県として平成29年9月に宮城県で行われた「第11回全国和牛能力共進会」去勢肥育牛の区に初めて出品し、全国の銘柄牛に引けを取らない優秀な成績を収めるとともに、全国へ向けて「博多和牛」の魅力をPRすることができました。

このことを通じ、生産者と関係団体が一体となり、飼養管理技術の向上と「博多和牛」のブランド力の強化を図ることに努めてきましたが、この取組みをさらに発展させ、2022年に鹿児島県で開催される「第12回全国和牛能力共進会」では前回以上の成績を目指します。

福岡県肉用牛生産者の会　鈴木会長　挨拶

＜繁殖農家の決意＞

県内の黒毛和種子牛の生産頭数は近年増加傾向にあり、平成29年度には102戸の生産農家が3,300頭余を飼育しています。

「福岡県和牛改良協議会」は、県内3地域の全国和牛登録協会認定「和牛改良組合」と、志を共にする組織・生産者で構成され、県内繁殖和牛の改良と肉用牛の振興を図ることを目的に、平成30年に設立されました。

そして、第12回全国和牛能力共進会に向けて、第11回大会以上に優良な肥育用素牛を供給するとともに、飼養管理技術のさらなる向上を目指すため、種牛の部へ福岡県として初めての出品を決意しました。

福岡県和牛改良協議会　宮﨑会長　挨拶

また、「福岡県肉用牛振興協議会」の設立総会で会長に選出された堀内幸浩会長からは、今後、福岡県の肉用牛振興には、生産者・関係機関・団体の皆が一つの方向性を持ち、「チーム福岡」となって活動していくことが重要であるとの決意表明がありました。

福岡県肉用牛振興協議会　堀内会長　就任挨拶

＜協議会の活動＞

福岡県肉用牛振興協議会では、今後とも「チーム福岡」として、連携を深めるため協議を重ねています。そして、協議会での活動を通じ、「第12回全国和牛能力共進会」での上位入賞を目指すとともに、優良雌牛の確保、「博多和牛」のブランド力向上をもって生産者の経営安定を図っていきます。関係者の皆様のご理解とご支援をお願いいたします。

優良種雄牛種畜場視察研修

防疫バッグを活用した殺処分牛の運搬演習

毎月２０日はふくおか一斉消毒の日

衛生情報・ご相談は

最寄りの家畜保健衛生所へ

福岡県農林水産部畜産課	福岡市博多区東公園 7-7	TEL092-651-1111（内線 3990）	FAX092-643-3517
中央家畜保健衛生所	福岡市東区箱崎ふ頭 4-14-5	TEL092-633-2920	FAX092-633-2851
北部家畜保健衛生所	嘉麻市大字漆生 587-8	TEL0948-42-0214	FAX0948-42-1376
両筑家畜保健衛生所	久留米市合川町 1642 番地の 1	TEL0942-30-1037～9	FAX0942-35-9198
筑後家畜保健衛生所	筑後市大字和泉 606-1	TEL0942-53-2405	FAX0942-53-2723